

窓口でお支払いが必要な場合

お支払いと助成申請書の提出が必要です

全ての方

- ① 重度心身障がい者医療費受給者証（以下「受給者証」）を忘れた場合。
- ② 受給者証に「償還」と書かれている場合。
- ③ 受給者証に書かれた保険者番号及び保険の記号・番号と実際の保険資格が異なる場合。
- ④ 柔道整復（マッサージやハリ・灸等や接骨院等での治療）を受けた場合。
- ⑤ 医師の処方を受けて治療用装具（コルセット等）を購入した場合。

国民健康保険の方

- ⑥ 福島県外の病院で診療を受けた場合。
- ⑦ 1つの医療機関で1ヶ月（1日～31日までの間）のお支払い合計が21,000円を超えた場合、もしくは透析を受けている場合は「高額療養費支給申請書」を医療機関に提出してください。※提出がない場合、医療費をお支払をいただく場合があります。

後期高齢医療保険の方

- ⑥ 福島県外の病院で診療を受けた場合。
※事前に「後期高齢者医療高額療養費支給申請書兼受領委任同意書」を記入し、障がい者支援課へ提出してください。

社会保険の方

- ⑥ 福島県外の病院で診療を受けた場合。

国保組合の方

- ⑥ 福島県外の病院で診療を受けた場合
- ⑦ 1つの医療機関で1ヶ月（1日～31日の間）のお支払い合計が21,000円を超えた場合。もしくは透析を受けている場合。
※月の途中で21,000円を超えた場合、遡って医療費をお支払いただくこととなりますので、ご了承ください。